

1. 現在のごみ処理手数料

(1) 有料化の基本的な考え方

将来にわたってごみの適正処理を行うために、最終処分場の延命化が最重要課題

- ⇒ ごみの減量・リサイクルの推進への取り組み
  - ・容器包装リサイクル法の施行に伴いH9.10空き缶・雑びんの分別収集を開始した
  - ・以降も減量・リサイクルの総合的な事業展開が必要となる
- ⇒ 資源循環が可能な次世代型の清掃工場やリサイクルプラザの建設により埋立量を減少させる
  - ・H9廃棄物処理法の改正等によりダイオキシンの排出基準が整備される
  - ・御崎清掃工場がその排出基準を満たすための改修費用として数十億円もの費用が必要となる
  - ・また施設の老朽化により新たな清掃工場の建設も必要となった

**ごみ減量・リサイクル、新施設建設、各事業の効果を得るための市民還元策の財源としてH10.10有料化**

(2) ごみ処理手数料設定の考え方

有料化以降の20年間でごみの減量・リサイクル等に必要の費用をごみ処理手数料で賄う(受益者負担100%)  
⇒ 1リットルあたり2円

<b>○対象経費</b>
【ソフト事業】 生ごみ堆肥化助成、リサイクル協力員設置、集団回収助成、リサイクルフェア等への支援、減量・リサイクル啓発、環境教育、情報提供とネットワーク化
【ハード事業】 新清掃工場建設、リサイクル設備
【運営費】 新清掃工場(リサイクル業務)、資源ごみ中間処理、資源ごみ分別収集、リサイクルプラザ
<b>×対象外経費</b>
ごみ収集運搬費用、施設維持費等
<b>&lt;参考: 有料化時の実施施策&gt;</b>
・指定ごみ袋の全世帯無料配布(燃やせるごみ・燃やせないごみ 30リットル10枚ずつ)
・資源集団回収奨励金交付開始(軍手や紐などの物品支給廃止)
・町内会・自治会にリサイクル推進員を配置
・電動生ごみ処理機購入助成開始

事業	H10.10有料化 20年分事業費	(単位: 百万円) 試算(参考値) R4-R26事業費(23年分)
<b>ソフト事業</b>	<b>755</b>	<b>287</b>
生ごみ堆肥化助成、リサイクル協力員設置、啓発推進、資源集団回収助成、リサイクルフェア等支援 ほか		啓発推進、資源集団回収助成
<b>ハード事業</b>	<b>3,855</b>	<b>6,921</b>
新清掃工場建設、リサイクル設備		新中間処理施設整備、最終処分場改修
<b>運営費等</b>	<b>1,659</b>	<b>13,653</b>
新清掃工場のリサイクル業務、空き缶中間処理、資源ごみ分別収集、リサイクルプラザ業務委託		新中間処理施設等、ごみ・資源ごみ分別収集
<b>合計</b> ①	<b>6,269</b>	<b>20,861</b>
年間平均事業費 ②=①÷年数	<b>313</b>	<b>907</b>
指定ごみ袋必要枚数(千枚) ③	4,842	3,563
指定ごみ袋1枚あたり(円) ②÷③	64.6	254.6
〃 製作費・流通経費・取扱手数料	22.8	15.6
合計 ※10円未満切捨	80.0	270.0
<b>1リットルあたり(÷40リットル)</b>	<b>2.0</b>	<b>6.8</b>

【H10.10有料化時と試算(参考値)の比較について】

- ソフト事業・・・ 有料化時の実施事業のうち、既に廃止した事業は試算(参考値)に含めない
- ハード事業・・・ 有料化時の金額は想定値であり、実際の負担額とは異なる
- 運営費等・・・ 試算(参考値)は、新中間処理施設及び最終処分場の全体額及びごみの収集運搬費用を含む

2. ごみ処理手数料適正化の検討

(1) 本市におけるごみ処理・リサイクル事業の課題

- ✓ ごみ処理費用の増加(焼却施設の保守管理費用等の増)
- ✓ ごみの減量化やリサイクルが進んでいない(目標値とのかい離)
- ✓ 収集作業員の確保(担い手不足、ごみステーション増加)

- ⇒ ごみ処理・リサイクル事業を取り巻く状況の変化に対応するため、『室蘭市行政改革プラン2016』に基づき、歳入歳出両面から将来にわたって持続可能な仕組みづくりの検討が必要になっている
- ⇒ ごみ処理・リサイクル事業における税負担の増加または高止まりにより財政を圧迫している状況にある
- ⇒ 新中間処理施設の整備により多額の財政負担が見込まれ、今後ますます人口が減少していく状況下において、一人あたりの税負担額が増加し、ごみ減量のインセンティブとしての効果が薄くなっていく

**ごみ処理・リサイクル事業の全体的な見直しの影響を踏まえ、ごみ処理手数料の適正化を検討する**

(2) 適正化の考え方

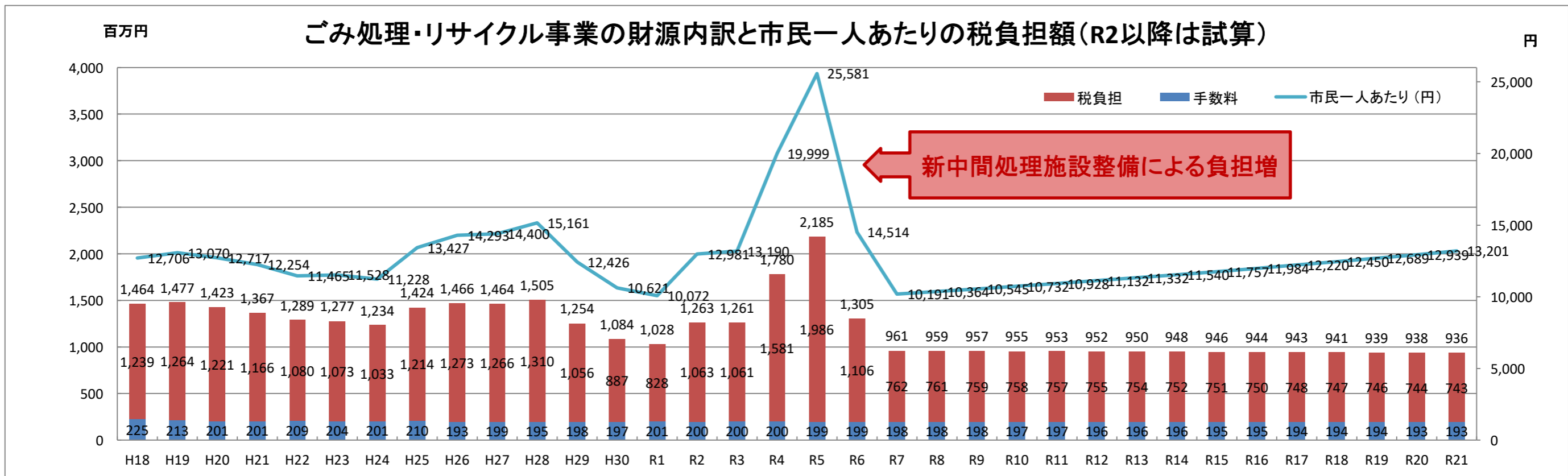
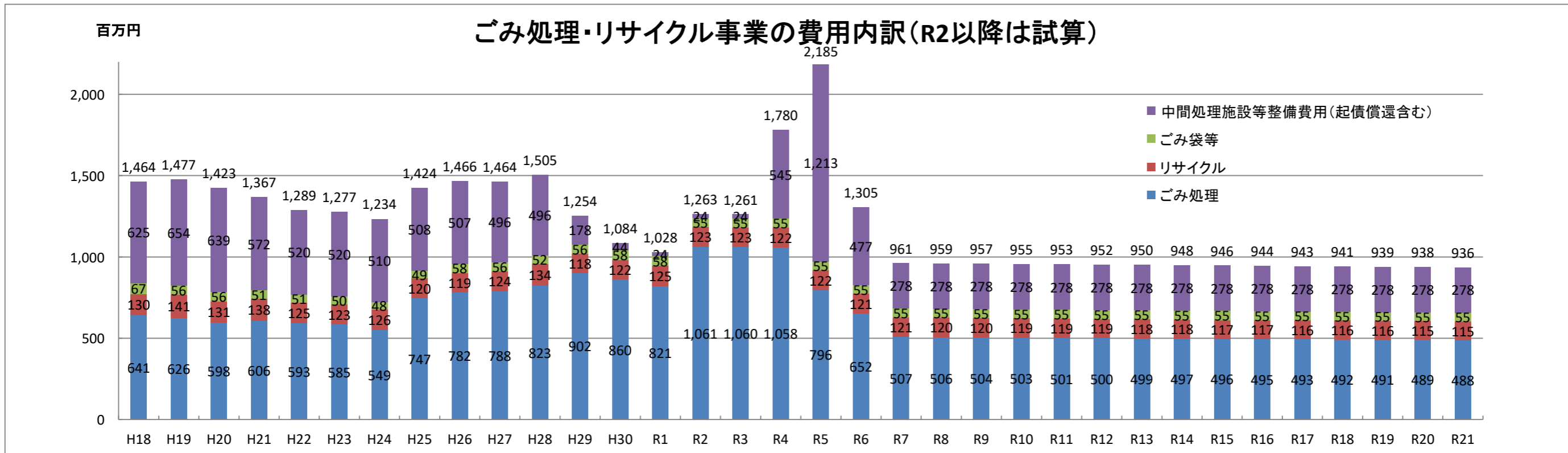
- ①ごみ処理・リサイクル事業に係る行政サービス水準の維持を前提とする  
※ごみ処理・リサイクル事業の見直しに取り組みながら、現行の行政サービス水準を将来にわたりできる限り維持するために適正化を行う
- ②ごみの収集運搬や処理等に要する費用をベースとしたコスト算定とする  
※有料化時に実施した減量・リサイクル施策のうち、市民の意識啓発等も含めて一定の効果が得られたため一部の事業を廃止している  
※安定したごみ処理体制の維持に向けて、ごみ処理経費として基本的に必要な収集運搬や中間処理、最終処分に要する費用をベースとする  
※コスト算定が過大とならないよう、中間処理費用は新中間処理施設の費用を用いる  
※ハード事業(施設整備費)の算入については、税負担のあり方について他の手数料等との整合性などを踏まえて検討する
- ③事業全体の見直しによる想定効果額を考慮する  
※あり方検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の取り組みによる事業費削減等の効果を考慮する
- ④受益者負担の適正化  
※ごみ処理手数料と税負担のバランスについて検討する  
※ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む人へのインセンティブを検討(従量制の継続等)
- ⑤他都市との比較  
※道内他都市のごみ処理手数料を考慮する

(3) スケジュール

- 令和3年2月 あり方検討委員会でごみ処理手数料適正化の方針を確認  
～ 以下、ごみ処理手数料の改定を行う場合 ～
- 令和3年4月 あり方検討委員会でコスト算定結果等を説明
- 令和3年5月 市民説明会開催(市内4箇所程度)
- 令和3年7月 あり方検討委員会で市民説明会の結果等を報告
- 令和3年9月 市議会へごみ処理手数料改定の条例改正案を提出
- 令和3年10月～ 市民周知
- 令和4年4月 ごみ処理手数料改定

＜参考: 一世帯あたりのごみ処理手数料負担額(円)＞

手数料単価	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
年間負担額	4,400	5,500	6,600	7,700	8,800
月額	367	458	550	642	733
年間影響額	現行	1,100	2,200	3,300	4,400



＜R2以降の試算の前提＞

- ・西いぶり広域連合負担金は現行の負担割合で試算する
- ・人口は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(2018年3月公表)」の数値を使用
- ・ごみ処理・リサイクル事業全体の見直しによる効果額を考慮していない